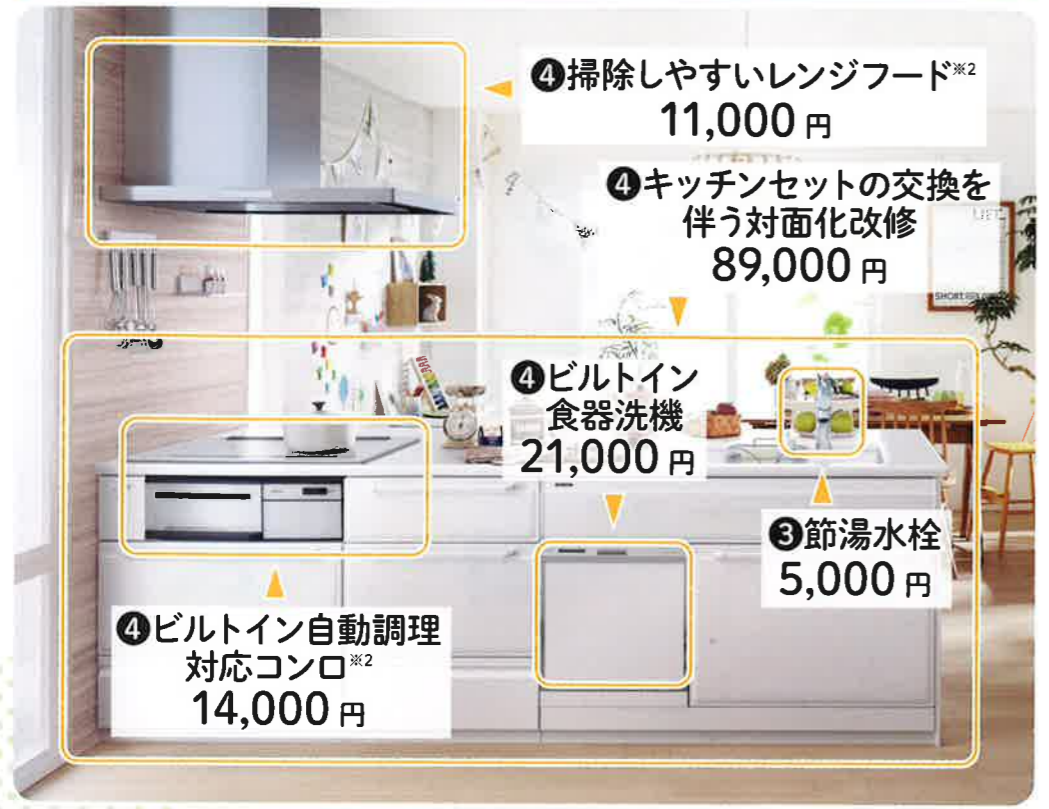




こどもエコすまい支援事業 対象製品

一戸あたり①～⑧の合計補助額 50,000 円以上から申請できます。

システムキッチン 最大 115,000 円^{※1}



※1「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」をした場合の補助金例です。
※2「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」との併用申請はできません。

システムバス 最大 107,000 円^{※3}



※3 外窓交換のサイズや種類により補助額は異なります。
※4 断熱フロタとセットが条件となります。

エコ設備で水道光熱費削減!

CO₂削減! 環境への貢献。

最新設備で快適な子育てライフ

いいことたくさん! ショールームへ相談に行こうかしら!

ショールームを探す

洗面化粧台 5,000 円



トイレ 最大 25,000 円



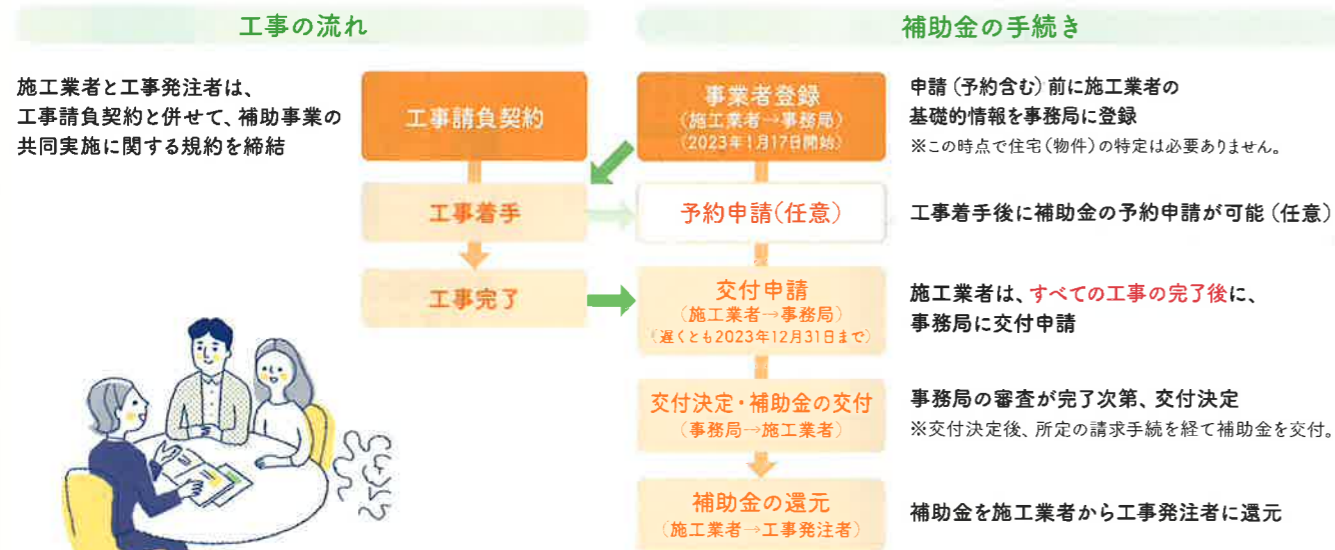
給湯機器 最大 27,000 円



※設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までが補助対象となります。

申請手続きについて (リフォームの場合) 2022年12月27日時点の情報です。

1 制度全体の流れ (リフォームの場合)



予約申請について (予定)

- 新築・リフォームともに**建築工事着工後に補助金の予約申請が可能**です(任意)。予約によって補助金が一定期間確保されます。
- 予約申請後3ヶ月以内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。
※予約を行っただけでは、交付申請を行ったことになりませんのでご注意ください。
- 予約申請及び交付申請の入力情報に基づき、事務局で補助金額を把握・管理し、予算上限に達した場合、予約申請・交付申請の受付を終了します。

2 申請書の添付書類等 (リフォームの場合)

詳細は国交省HP等をご確認ください

〈凡例〉 ◎必須 ○該当する場合に提出

提出が必要な場合	基本的な添付書類	事業者登録	予約あり		予約なし	
			予約申請	交付申請	交付申請	
共通	事業者登録申請書<指定の様式>	◎	-	-	-	
	補助事業者の商業法人登記の写し(法人の場合)及び印鑑証明書	◎	-	-	-	
	工事請負契約書の写し	-	◎	-	◎	
	工事着手したことがわかる写真(交付申請毎に1枚提出)	-	◎	-	-	
	対象工事内容等に応じた性能を証明する書類(工事箇所毎に提出)	性能を証明する書類(性能証明書、納品書等)	-	-	◎	◎
		工事前写真	-	◎	-	◎
工事中写真または工事後写真		-	-	◎	◎	
共同事業実施規約<指定の様式>	-	◎	-	◎		
子育て世帯または若者夫婦世帯の場合	工事発注者の本人確認書類(個人:運転免許証の写し、法人:商業法人登記の写し等)	-	◎	-	◎	
	住宅取得者の本人確認および子育て世帯・若者夫婦世帯であることが確認できる書類(住民票(世帯票)の写し等)	-	○ ^{※1}	-	○ ^{※1}	
	工事発注者の住民票の写し(補助対象住宅の居住が確認できるもの)	-	-	○	○ ^{※2}	
既存住宅を購入する場合	不動産売買契約書の写し	-	○	-	○	
	不動産登記における建物の全部事項証明書の写し	-	○	-	○	
	工事発注者の住民票の写し(補助対象住宅の居住が確認できるもの)	-	-	○	○ ^{※2}	
	【子育て世帯または若者夫婦世帯以外で安心R住宅を購入する場合】安心R住宅調査報告書の写し	-	○	-	○	

※1「工事発注者の本人確認書類」において、「住民票の写し(世帯票)」を提出し、当該書類で確認できる場合は提出不要
 ※2「工事発注者の本人確認書類」において、「住民票の写し」を提出し、当該書類で確認できる場合は提出不要

こどもエコすまいる支援事業について

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯、若者夫婦世帯による住宅の省エネ改修等に対して、補助金が交付されるおトクな制度です。こうした補助金によって省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る事業です。

※対象期間：2022年11月8日以降に工事請負契約を締結したもの。

住宅のリフォームに関する制度の概要

工事内容に応じて、補助金を受給できます。

いずれか必須

- 開口部の断熱改修
- 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- エコ住宅設備の設置

任意

- 子育て対応改修
- 防災性向上改修
- バリアフリー改修
- 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
- リフォーム瑕疵保険等への加入

リフォームは子育て世代以外の世帯も対象です

リフォームで最大30万円/戸
※条件により上限が異なります



- ※①～③のいずれかは必須となります。
- ※1申請あたり①～④の合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。
- ※設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までが補助対象となります。(節水型トイレ、節湯水栓、開口部の改修(窓など)については、設置台数に応じた補助額となります。)

対象となる契約等の期間

2022年11月8日以降に工事着手する住宅が対象となります。

	2022 11/8	2023 11/30	2023 12/31	2024 3/31	
契約・着工の時期	既存住宅の購入	売買契約 ^{※1}		2023年12月31日まで	
	工事着手	工事着手 ^{※2}		2023年12月31日まで	
手続きの時期	事業者登録	2023年1月17日	事業者登録		
	補助金交付申請	2023年3月下旬	予約申請 ^{※4}	予算上限に達するまで(遅くとも2023年11月30日まで) ^{※3}	
		2023年3月下旬	交付申請 ^{※4}	予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで) ^{※3}	
補助金交付	補助金交付 ^{※5}				

※3 お早めの申請をおすすめします。
 ※4 交付申請を行い、交付決定されるには、工事の完了を確認できる書類が必要となりますが、工事の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。ただし、予約申請から3ヶ月以内に交付申請ができない場合、予約は取り消されます。交付申請に基づく交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。

※5 補助金は交付決定された後交付されますが、交付された補助金は工事発注者に還元する必要があります。